

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2024年6月13日

静岡県知事 川勝 平太 殿

提出者

住所 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

氏名 日本食品化工株式会社

代表取締役社長 荒川 健

電話番号 03-3212-9111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日本食品化工株式会社富士工場
事業場の所在地	静岡県富士市田島30番地
事業の種類	食料品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	13252t	全処理委託量	9,152t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	4100t	優良認定処理業者への処理委託量	1,759t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	8,772t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への処理委託量	0.024t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1,300t

※事務処理欄

(日本工業規格 A列4番)

項目	実績値				
①排出量	13,340	=SUM(汚泥・金属[H23:123])			
②+③自ら再生利用を行った量	4,002	=SUM(汚泥・金属[H24:124])			
⑤自ら熱回収を行った量	0	=SUM(汚泥・金属[H25:125])			
⑦自ら中間処理により減量した量	0	=SUM(汚泥・金属[H26:126])			
⑨+⑩自ら埋立廃分又は海洋投入廃分を行った量	0	=SUM(汚泥・金属[H27:127])			
⑪全処理委託量	9,338	=SUM(汚泥・金属[H28:128])			
⑫優良認定業者への処理委託量	1,111	=SUM(汚泥・金属[H29:129])			
⑬再生利用業者への処理委託量	8,893	=SUM(汚泥・金属[H30:130])			
⑭熱回収認定業者への処理委託量	66	=SUM(汚泥・金属[H31:131])			
⑮熱回収業者への処理委託量	1,244	=SUM(汚泥・金属[H32:132])			

1排以上

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:汚泥)

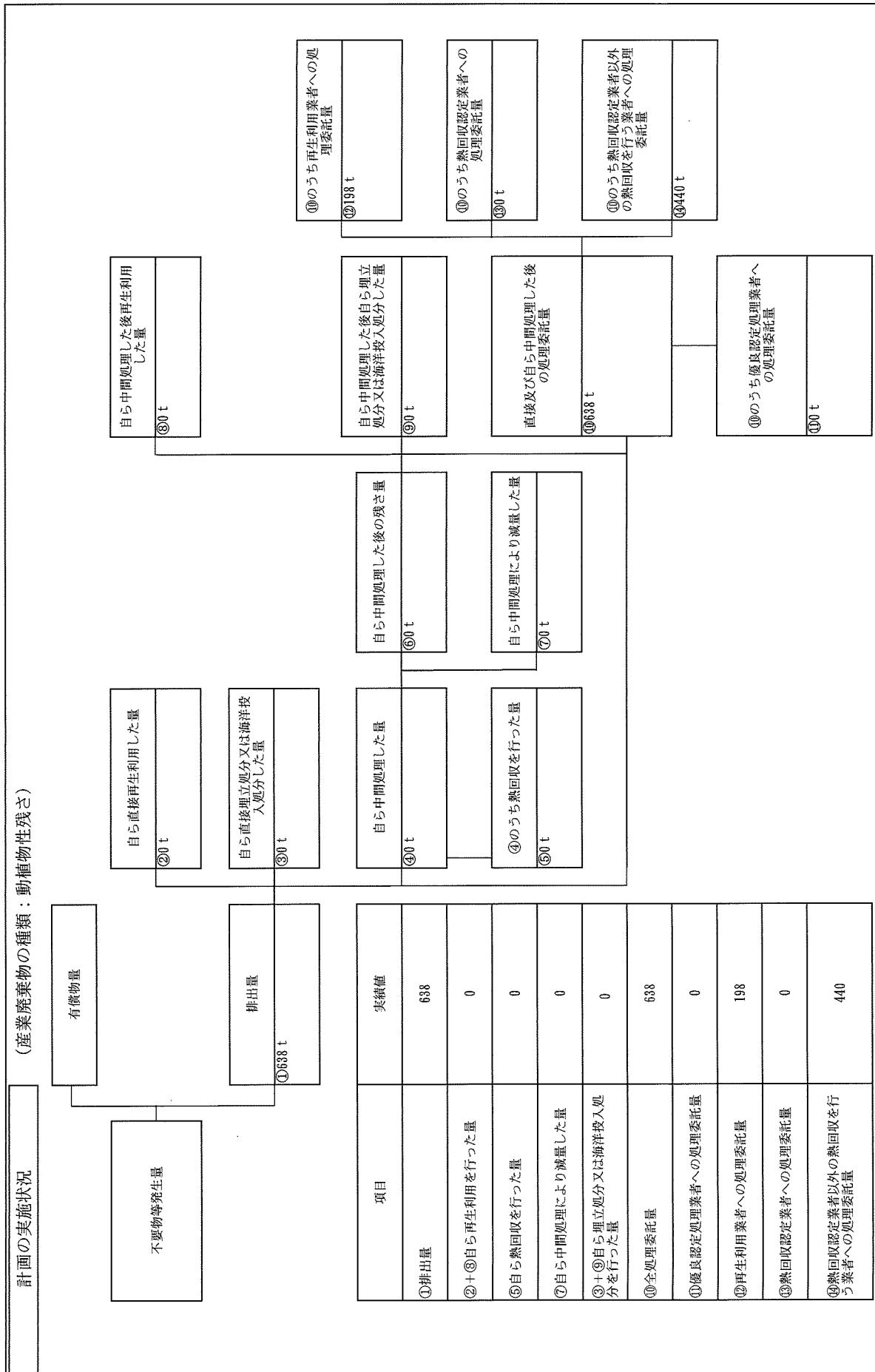
不要物等発生量	有償物量
①11,901 t	②4,002 t

項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理した後自ら埋立 処分又は海洋投入処分した量	⑩のうち再生利用業者への処 理委託量
①排出量	11,901	④0 t	⑥0 t	⑨0 t	⑪7,899 t
②+③自ら再生利用を行った量	4,002	④のうち熱回収を行った量	⑦0 t	⑩のうち熱回収認定業者への 処理委託量	⑫66 t
⑤自ら熱回収を行った量	0	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧0 t	⑪のうち熱回収認定業者以外 の熱回収を行う業者への処理 委託量	⑬606 t
⑥自ら中間処理により減量した量	0	⑨自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った量	⑩7,899 t	⑫のうち優良認定処理業者へ の処理委託量	⑭1,341 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0	⑩全処理委託量	⑪7,899	⑬のうち再生利用業者への処理 委託量	⑮7,899
⑧自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った量	0	⑪優良認定処理業者への処理 委託量	⑫1,341	⑭のうち熱回収認定業者への 処理委託量	⑯66
⑨自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った量	0	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬7,899	⑮のうち熱回収認定業者への 処理委託量	⑰606
⑩全処理委託量	7,899	⑬熱回収認定業者への処理委託量	66	⑯のうち熱回収認定業者以外 の熱回収を行う業者への処理 委託量	⑱606
⑪優良認定処理業者への処理 委託量	1,341	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行 う業者への処理委託量	606	⑰のうち熱回収認定業者への 処理委託量	606
⑫再生利用業者への処理委託量	7,899	⑮のうち熱回収認定業者への 処理委託量	606	⑱のうち熱回収認定業者への 処理委託量	606
⑬熱回収認定業者への処理委託量	66	⑯のうち熱回収認定業者への 処理委託量	606	⑲のうち熱回収認定業者への 処理委託量	606
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行 う業者への処理委託量	606	⑰のうち熱回収認定業者への 処理委託量	606	⑲のうち熱回収認定業者への 処理委託量	606

(第2面)

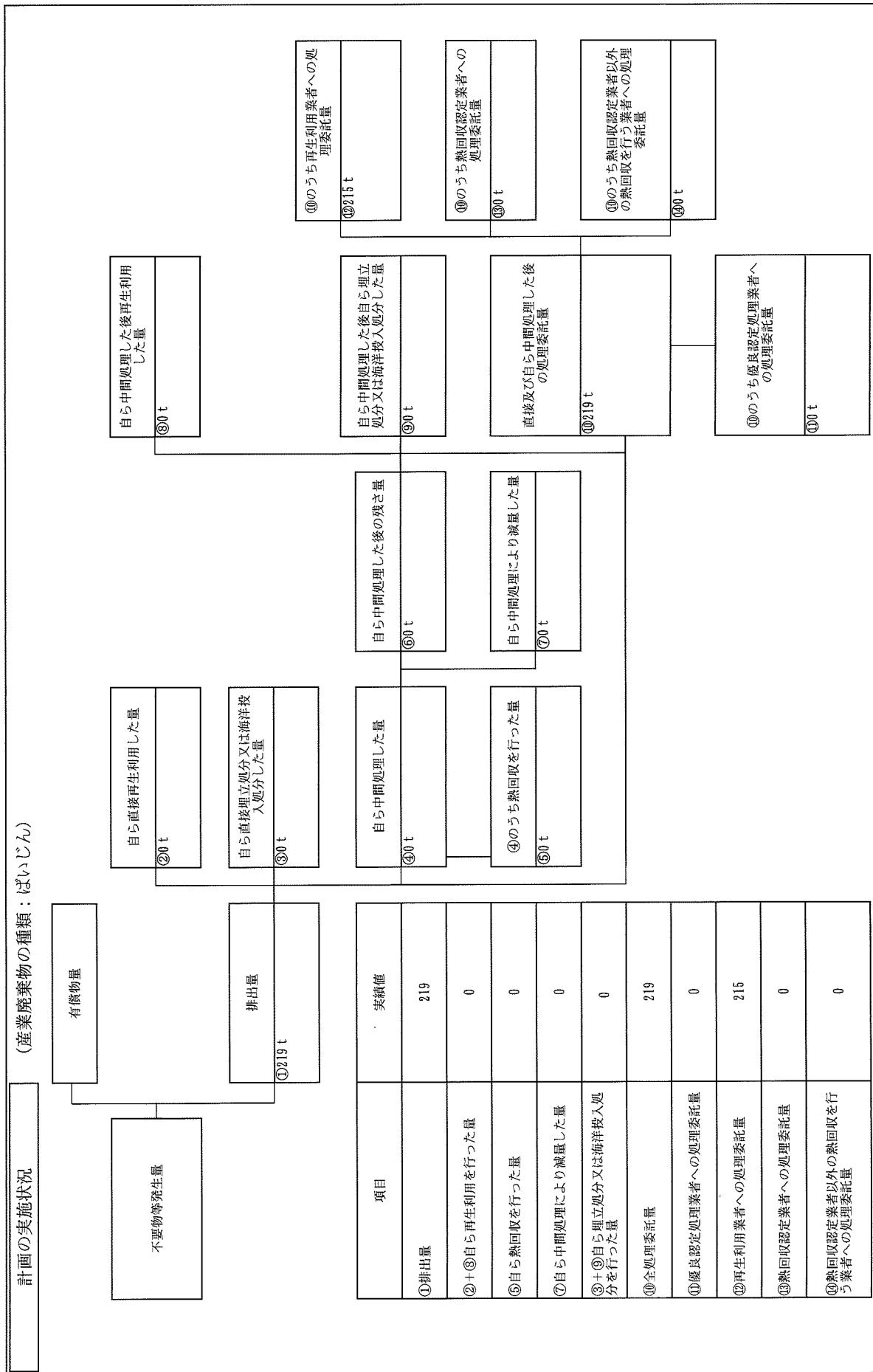
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：動植物性残さ)



(産業廃棄物の種類: ばいじん)

(産業廃棄物の種類：ばいじん)



(産業廃棄物の種類：汚泥・廃油混合物)

(産業廃棄物の種類：汚泥・廢油混合物)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類:汚泥・原油混合物)	
項目	実績値	項目	実績値
不要物等発生量	①162 t	自ら直接再生利用した量	②0 t
有機物量	③0 t	自ら直接処理立入処分又は海洋投	④0 t
排出量	⑤0 t	自ら中間処理した量	⑥0 t
		自ら中間処理した後自ら埋立	⑦0 t
		自ら中間処理した後自ら処分又は海洋投	⑧0 t
		自ら中間処理した後自ら運送して外へ	⑨0 t
		自ら中間処理した後自ら運送して外へ	⑩0 t
		自ら中間処理した後自ら運送して外へ	⑪0 t
		自ら中間処理した後自ら運送して外へ	⑫0 t
		自ら中間処理した後自ら運送して外へ	⑬0 t
		自ら中間処理した後自ら運送して外へ	⑭0 t
		自ら中間処理により減量した量	⑮0 t
項目	実績値	項目	実績値
①排出量	162	②+③自ら再生利用を行った量	0
②+③自ら熱回収を行った量	0	④のうち熱回収を行った量	⑤0 t
⑤自ら中間処理により減量した量	0	⑥のうち中間処理した後直接及び自ら中間処理した後	⑦0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0	⑧のうち中間処理した後直接及び自ら中間処理した後	⑨0 t
③+⑨自ら処理立入処分を行った量	0	⑩のうち熱回収を行った量	⑪0 t
⑩全処理委託量	162	⑫のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行った量	⑬0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0	⑭のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑮0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0	⑯のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑰0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	⑱のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑲162 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行った量	162		

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 酢油)

項目	実績値	自ら中間処理した後の残量	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量
①排出量	43	④0 t	③0 t	⑫43 t
②+③自ら再生利用を行った量	0	⑥0 t	⑤0 t	⑪0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0	⑦0 t	⑧0 t	⑩0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0	⑨0 t	⑩0 t	⑪0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	⑩0 t	⑪0 t	⑫0 t
⑩全処理委託量	43	⑪39 t	⑫39 t	⑬39 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	39	⑫39 t	⑬39 t	⑭39 t
⑫再生利用業者への処理委託量	43	⑬39 t	⑭39 t	⑮39 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	⑭39 t	⑮39 t	⑯39 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	⑮39 t	⑯39 t	⑰39 t
自ら直接再生利用した量	②0 t	③0 t	④0 t	⑤0 t
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	③0 t	④0 t	⑤0 t	⑥0 t
自ら中間処理した後再生利用した量	⑥0 t	⑦0 t	⑧0 t	⑨0 t
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑤0 t	⑥0 t	⑦0 t	⑧0 t
（第2面）				

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 塩酸)

項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理した後自ら廃立処分又は海洋投入処分した量	①のうち再生利用業者への処理委託量
①排出量	0.026	④0 t	⑥0 t	③0 t	⑫0.026 t
②+③自ら再生利用を行った量	0				
⑤自ら熱回収を行った量	0				
⑦自ら中間処理により減量した量	0				
⑨自ら廃立処分又は海洋投入処分を行った量	0				
⑩全処理委託量	0.026				
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.026				
⑫再生利用業者への処理委託量	0				
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.026				
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0				
不要物等発生量	0.026 t	自ら直接再生利用した量 ②0 t	自ら直接再生利用した後再生利用した量 ③0 t	自ら中間処理した後再生利用した量 ④0 t	⑩のうち再生利用業者への処理委託量 ⑪0.026 t
有償物量		自ら直接廃立処分又は海洋投入処分した量 ③0 t	自ら直接廃立処分又は海洋投入処分した後自ら廃立処分又は海洋投入処分した量 ⑤0 t	自ら直接廃立処分又は海洋投入処分した後自ら廃立処分又は海洋投入処分した量 ⑦0 t	⑫0.026 t
排出量	0.026 t	自ら中間処理した量 ④0 t	自ら中間処理した後の残さ量 ⑥0 t	自ら中間処理した後自ら廃立処分又は海洋投入処分した量 ⑧0 t	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量 ⑪0.026 t
自ら直接再生利用した量 ②0 t		自ら直接再生利用した後再生利用した量 ③0 t	自ら直接再生利用した後再生利用した後自ら廃立処分又は海洋投入処分した量 ④0 t	自ら直接再生利用した後再生利用した後自ら廃立処分又は海洋投入処分した量 ⑤0 t	⑬0.026 t
自ら直接廃立処分又は海洋投入処分した量 ③0 t		自ら直接廃立処分又は海洋投入処分した後自ら廃立処分又は海洋投入処分した量 ⑤0 t	自ら直接廃立処分又は海洋投入処分した後自ら廃立処分又は海洋投入処分した量 ⑦0 t	自ら直接廃立処分又は海洋投入処分した後自ら廃立処分又は海洋投入処分した量 ⑨0 t	⑭0.026 t
(第2面)					

（産業廃棄物の種類：廃アルカリ）

(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：廃プラスチック類)

排出量	332 t
-----	-------

不 廉 物 等 発 生 量	
有 償 物 量	

排 出 量	
自ら直接再生利用した量 ②0 t	

不 廉 物 等 発 生 量	
自ら中間処理した後再生利用した量 ③0 t	

実 績 値	332
自ら中間処理した量 ④0 t	

自ら中間処理した後の残り量 ⑥0 t	
自ら中間処理した後自ら処分した量 ⑨0 t	

自ら直接廃立廃分又は海洋投 入廃分した量 ⑩0 t	
自ら中間処理した後自ら処分した量 ⑪0 t	

項目	自ら中間処理した量 ④0 t	自ら中間処理した後の残り量 ⑥0 t	自ら中間処理した後自ら処分した量 ⑨0 t	自ら中間処理した後自ら処分した量 ⑪0 t
①排出量	332			
②+③自ら再生利用を行った量	0			
⑤自ら熱回収を行った量	0			
⑦自ら中間処理により減量した量	0			
⑨+⑩自ら廃立廃分又は海洋投 入廃分を行った量	0			
⑪全処理委託量	332			
⑫優良認定処理業者への処理委託量	187			
⑬再生利用業者への処理委託量	332			
⑭熱回収認定業者への処理委託量	0			
⑮熱回収認定業者以外の熱回収を行 う業者への処理委託量	0			

(第2面)

計画の実施状況

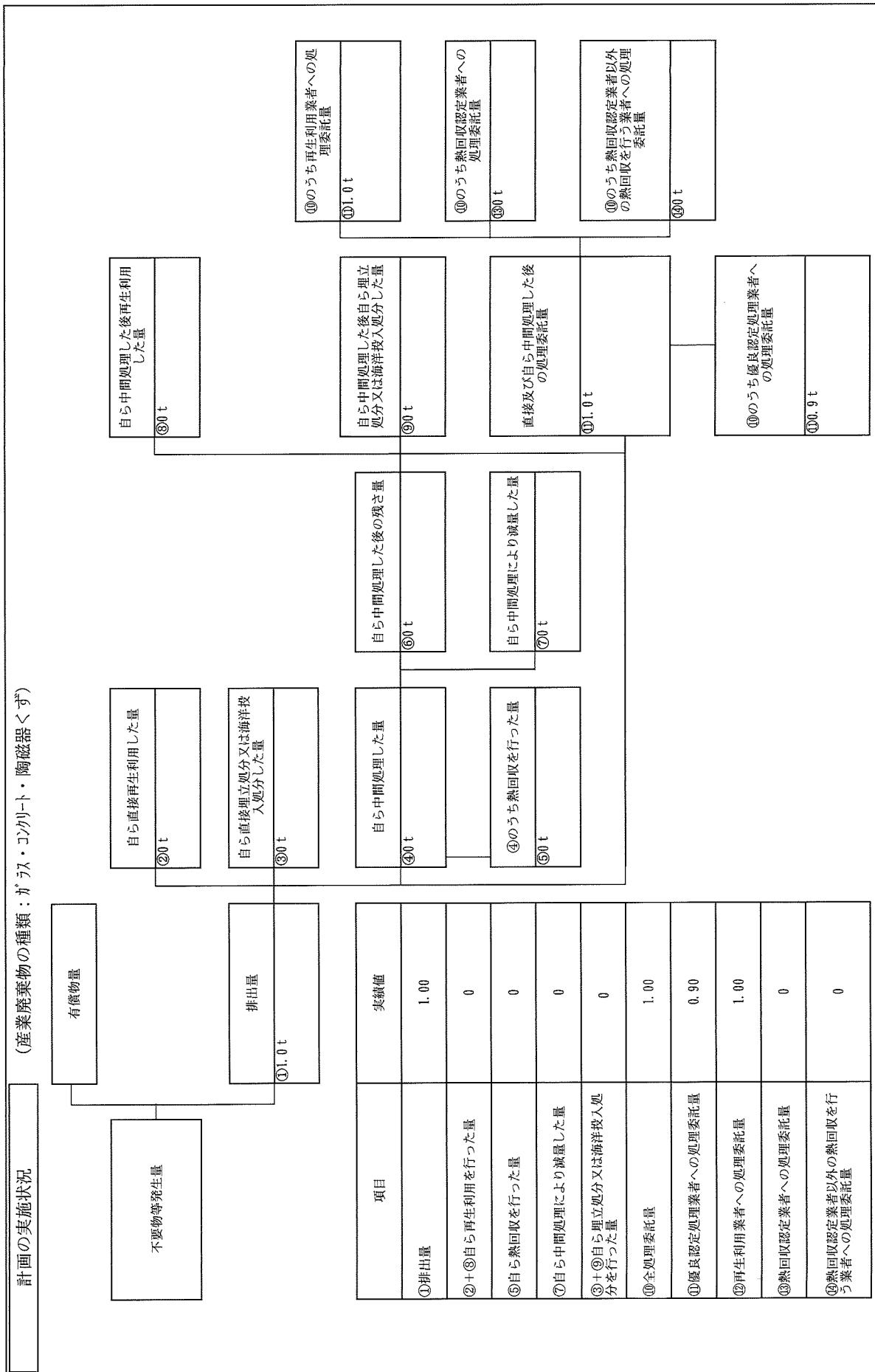
(産業廃棄物の種類:木くず)

項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した後再生利用した量	自ら中間処理した後再生利用した後再生利用した量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量
①排出量	43	④0 t	⑥0 t	②0 t	③0 t	⑪43 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0					⑫0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0					⑬0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0					⑭0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0					⑮0 t
⑩全処理委託量	43					⑯43 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	43					⑰43 t
⑫再生利用業者への処理委託量	43					⑱43 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0					⑲0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	36					⑳36 t

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：ガラス・コンクリート・陶磁器くず)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：金属くず)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- # 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理について、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。